

兵庫県公報

平成20年5月16日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

規 則	ページ
兵庫県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則（水産課）.....	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則（規則第48号）

- 1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の制定により、同法に規定する特定外来生物であるオオクチバス、コクチバス及びブルーギルの飼養等をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならないものとされたことに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 市町の合併に伴う市町名の変更等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年5月16日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第48号

兵庫県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

兵庫県内水面漁業調整規則（昭和41年兵庫県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第5条の表あゆの項中「加東郡滝野町」を「加東市」に改める。

第8条の表円山川の項中「城崎郡日高町と豊岡市中筋土淵」を「豊岡市日高町西芝と同市上佐野」に改め、同表円山川支流新宮谷川及び小坂川の項中「出石郡」を「豊岡市」に、「同郡同町同」を「同市同」に、「同郡同町下中」を「同市同」に改め、同表竹野川の項中「城崎郡竹野町」を「豊岡市竹野町阿金谷」に改め、同表矢田川の項中「城崎郡香住町」を「美方郡香美町香住区」に、「同郡同町由良」を「同町香住区油良」に改め、同表岸田川の項中「浜坂町」を「新温泉町戸田」に、「久斗谷川岡住橋（同郡同町）」を「久斗川岡住橋（同町福富）」に、「清富橋（同郡同町）」を「清富橋（同町浜坂）」に改め、同表千種川の項中「赤穂橋（同市加里屋）」を「赤穂大橋（同市中広）」に改め、同表揖保川の項中「宍粟郡」を「宍粟市」に改め、「同壱堤」の右に「から」を加え、同表加古川の項中「国鉄山陽本線下り線鉄橋下流端」を「西日本旅客鉄道山陽本線橋梁上流端から上流6メートルの線」に改め、「1,800メートル」の右に「の線」を加え、同表武庫川の項中「外高松」を「美幸町」に改める。

第8条の2第1項中「次に掲げる」を「オオクチバス属（オオクチバス若しくはコクチバス又はこれらの亜種を除く。）の」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。